

## 令和3年度環境物品等調達方針及び調達目標

静岡県環境物品等の調達に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の規定に基づき、令和3年度環境物品等調達方針及び調達目標をここに定め、公表する。

### 1 特定調達品目における調達方針及び調達目標

(1) 特定調達品目の令和3年度調達方針は次のとおりとする。

- ・基本方針に基づき、判断基準を満たす製品の調達に努める。
- ・特段の理由により、判断基準を満たす製品を調達することが困難な場合においても、可能な限り環境に配慮された製品を選択する。
- ・環境物品等の選択に当たっては、判断基準のみならず、配慮事項、その他複合的・客観的な観点から判断し、製品の選択を行うこと。
- ・環境物品等の選択に当たって、その品目と同等の静岡県リサイクル製品利用推進要綱（平成17年10月18日）第3に定める認定製品がある場合は、他の基準、施策等に配慮した上で、認定製品を積極的に使用すること。

(2) 特定調達品目の令和3年度調達目標は以下のとおりとする。

分野	調達を実施する場合の数値目標	調達実績の集計方法	備考
1 用紙類	100%	購入金額に占める特定調達品目の割合	①
2 納入印刷物	100%		
3 文具類	100%		
4 雑貨類	100%		
5 オフィス家具等	100%		
6 木製受注家具	100%		
7 画像機器等	100%		
8 電子計算機等	100%		
9 オフィス機器等	100%		
10 携帯電話等	100%		
11 家電製品	100%		
12 エアコンディショナー等	100%		
13 温水器等	100%		
14 照明	100%		
15 公用車等	100%	購入台数に占める低公害車の割合	
16 消火器	100%	購入金額に占める特定調達品目の割合	
17 制服・作業服等	100%		
18 インテリア・寝装	100%		
19 作業用手袋	100%		
20 その他の繊維製品	100%		
21 防災備蓄用品	100%		
22 ごみ袋等	100%		
23 設備			③
24 公共工事			④
25 役務			②

## 備考

- \* ①工事に付随した物については、公共工事と同様の取扱いとする。
- \* ②役務のうち省エネルギー診断については、必要に応じ実施するものとし、特に目標は定めない。

食堂、庁舎管理、輸配送及び照明機能提供業務の調達目標については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

自動車整備についてはリサイクル部品及びリビルド部品を使用できる箇所及び条件が限られているため、目標の立て方については、今後、実情の把握を進める中で検討するものとする。
- \* ③設備は、機器選定又は導入時において基本方針に基づく配慮に努めるものとし、特に目標は定めない。
- \* ④公共工事は、公共工事の構成要素である資材、建設機械の使用に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、基本方針に位置づけられた資材、建設機械の使用を積極的に推進するものとする。

なお、目標の立て方については、今後、実情の把握を進める中で検討するものとする。
- \* 特定調達品目のうち、特別な事情により調達が不可能なものについては、その理由を明記したうえ、調達実績（割合）を算定する母数から除外する。

## 2 特定調達品目以外の調達方針

特定調達品目以外の調達を行う際についても、可能な限り環境に配慮された製品を選択すること。今年度は次の事項につき特に考慮する。

- ・エネルギー消費効率に優れているもの。
- ・木製品については、間伐材を多く使用していること。
- ・公用車は、二酸化炭素の排出量が少ないこと。
- ・再生材を多く使用していること。
- ・修理可能な構造等、長期間使用できること。
- ・素材別に分別廃棄可能なこと。
- ・製品の包装が、再生利用の容易さ、焼却・廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ・調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求めること等調達に伴い発生する環境負荷についても可能な限り低減を図るよう努めること。
- ・その他、複合的・客観的な観点から、環境に配慮されていること。